

第4章 総会

(総会)

第9条 本会は、最高決定機関として総会を置き、年1回召集する。
(総会は、原則として毎年1月～3月に行われるものとする)

(議長)

第10条 総会の議長は会長とする。

(決議事項)

第11条 1. 事業報告、及び、決算報告
1. 事業計画、及び、予算
1. 規約の改正
1. 役員の改正
1. その他重要事項

第5章 役員会

(役員会)

第12条 本会は、最高決定機関と、執行機関である、役員会を置く。

(構成員)

第13条 役員会の構成に、次の役員を置く。

- 1. 会長 1名
 - 1. 副会長 若干名
 - 1. 幹事長 1名
- 以上を3役と呼ぶ。
- 1. 副幹事長 若干名 (総務・会計・会計監査)
 - 1. 幹事 若干名

(役員の義務)

第14条 役員は、本会及び日本大学工学部体育会剣道部発展のために努力する義務を負う。

(役員会の職務)

第15条 役員の職務は次の通りである。

- 1. 年度計画の立案と実行
- 1. 年度予算の作成と管理
- 1. 会費の徴収
- 1. 各種の通達
- 1. 各部団体との折衝
- 1. その他、必要事項の処理執行

(役員の職務)

第16条 1. 会長は、本会業務を統轄し、本会を代表する。
1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、すべて代行する。
1. 幹事長は、会長の命を受け、本会業務、及び、会計事務を掌握し、会員の意見調整、日本大学工学部体育会剣道部との連携、及び、外部団体との折衝、その他、必要に応じて業務を行う。
1. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、すべてを代行する。
1. 幹事は、3役を補佐し、会議の決定方針に基づいて、本会業務を執行する。

(役員の選出)

第17条 1. 幹事は、各卒業年度別に1名、その卒業年度会員が、互選により選出する。
1. 会長、副会長、幹事長は総会において選出する。

(任期)

第18条 役員任期は3年とする。ただし、再選はさまたげない。